

外来療養に係る高額療養費の現物給付化について

高額な薬剤費等がかかる患者の負担を軽減するため、従来の入院療養に加え、外来療養についても、高額療養費を現物給付化することとなりました。

このことにより、外来療養については、今まで患者が高額療養費を事後に申請して受給していましたが、保険者から医療機関に支給することにより、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができるようになります。

◎適用開始

平成24年4月1日から

◎留意事項

適用に際しては、限度額適用認定証又は高齢受給者証が必要となります。

※限度額適用認定証は、70歳未満で保険料を滞納していない世帯又は70歳以上で住民税非課税世帯の人に交付

※高齢受給者証は、70歳以上74歳以下の人に交付